

県政Walker

vol.29



兵庫県議会議員

なか た えい いち

中田英一

第371回 県議会において一般質問に登壇しました。
はばタンPay+ 第4弾の追加が決定見込みとなりました。

1. 知事および片山元副知事の守秘義務違反(教唆)

前提事実

- ・元県民局長の県保有私的情報が漏洩
- ・県は独自調査せず **第三者委員会** に調査を委託

費用は600万円超

【第三者委員会報告書の要点】

① 前総務部長が
県議らに漏洩

② 知事・副知事が指示した
可能性が高い(共犯)

↓

**前総務部長
懲戒処分**
※甘い停職3月

↕

**知事・副知事
不問**
※告発もしない?

質 問 第三者委員会、前総務部長が齋藤知事と片山元副知事から指示を受け私的文書を漏洩した可能性が高いとされたにも関わらず、知事や元副知事への調査も行わないまま、単独犯として総務部長処分した対応は「トカゲがしっぽを切る」ように責任を転嫁したものである。強制捜査権がなくとも調査を尽くすべきで、それができないのであれば、知事と元副知事を告発し司法判断を仰ぐべき。

無 回 答 民主主義の基盤たる議会を軽視する異常事態

元県民局長の情報漏えい問題受け
中田県議 齋藤知事らの刑事告発求める

再質問

知事及び元副知事の守秘義務違反教唆について聞いたが答弁漏れか。もう一度伺う。

再答弁 【有田総務部長】

元副知事は、「知事から指示があった」と聞いたため特に反対せず前総務部長に根回しをするよう指示したもので、根回しの具体的内容に触れておらず、前総務部長の判断に任せて後は特段の報告も受けていないため、秘密漏洩の指示があった＝「犯罪があると思料する」(告発義務に該当する)とまでは言えないと判断した。

再々質問

この処分に知事関与を聞いても「答えられない」となるためこう伺う。懲戒処分に際して、懲戒権者である知事が当事者や利害関係者となる場合に、除斥や忌避といった制度(公正が担保される仕組み)があるか。

再々答弁 【有田総務部長】

綱紀委員会で意見をいただく際に、綱紀委員会の**前後**に**知事と相談**する。

再々々質問

ということは、綱紀委員会の**事前**に指示や打合せ、その前の情報共有はないのか。

再々々答弁 【有田総務部長】

綱紀委員会で意見をいただく際に、綱紀委員会の**前後**に**知事と相談**する。

処分に関し知事の介入判明!!

今回のように処分権者が共犯を疑われる事態に
制度が対応できておらず司法介入(告発)が必要です

2. 国の法令解釈等と知事判断とが異なる

質 問 第三者委員会は、元西播磨県民局長の件で公益通報者保護法違反を認定したが、知事は外部通報が保護対象外であるとし、法令を所管する消費者庁は、外部通報も含まれるとの解釈を示しており、**知事の解釈は法曹界の代表や政府の見解と異なる**。さらに、週刊文春の報道が情報漏洩にあたるとして刑事告訴した問題でも、知事は「人事管理に関する情報」をまとめて秘密としているが、これは少数説の「形式説」に基づいた考え方であり、判例通説である「実質説」が保護する国民の知る権利を脅かす恐れがある。**知事が県民の民意で選ばれていても、国会が制定した法律や判例を無視することは許されず、職員が法治主義の原則と不当な知事の指示との間で板挟みになっていることから、知事の解釈・判断は変更すべきでないか。**

答 弁 【齋藤知事】※これまでと同じフレーズ

公益通報者保護制度について、消費者庁の通知等は重くうけ止め、法改正等を踏まえ体制整備を行う。
週刊文春に掲載された情報の漏えいについては、地方公務員法上、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされており、事情聴取の音声データなどは**公正かつ円滑な人事行政を確保する観点から「秘密」に含まれると考え**刑事告発した。
報道の自由への圧力という意図はなく、適切な対応だった。

再質問

やはり秘密の定義について、「人事管理に関する情報」と一くりにした解釈が行われており、**判例を理解していない**。例えば、別表にある(対象とされている)「調査手順実施書」や「知事作成メモ」については、実質的に保護されなければならない理由はない。
公益通報者保護法違反について、知事の見解は暗記できるほど聞いたので、聞き方を変えて、公益通報者保護法違反を認定した第三者調査委員会の調査報告書と知事の見解が反しているが、この**報告書が誤っているという箇所**と**知事の主張の方が正しいという客観的な根拠**を伺う。

再答弁 【齋藤知事】※再度無回答 = 質問に答えず同じフレーズを繰り返す答弁

今回の文書は、個人・法人の実名を挙げて誹謗中傷性の高い文書だった。
県としては、調査や処分の検討に当たり弁護士に相談しながら慎重に手続を進め、初動対応から懲戒処分実施に至る一連の対応は適切だった。
その上で、第三者調査委員会の調査結果は、真摯に受け止めているが、誹謗中傷性の高い文書への対応は適切だったということ、公益通報については、様々な論点があり最終的には司法の判断だということ、これは不正の目的であったりとか、信用失墜、真実相当性、様々な論点について、第三者調査委員会の指摘というものは真摯に受け止めて、いろんな考え方があると。最終的には、我々としては、私としては、県としては、県の対応については、最初に申し上げたとおり、適切だったというのが見解でございます。
※公式議事録原文ママ(意味が読み取れず要約できませんでした)

時間切れのため議論終了

3. 営利目的の兼業・副業の解禁

質 問 首相の施策方針演説や人事院報告でも、公務員の兼業・副業の促進について検討が進められ、大阪府が2024年に営利目的の兼業等の解禁に踏み切るなど、民間企業はもちろん地方自治体でも取り組みが進んでいる。一方、県では、会計年度任用職員は原則として認められているものの、正規職員は認められていない。**兼業・副業を認めることで、職員の多様なキャリア形成を促し、外部からの刺激で成長する機会を提供し、さらには離職率の抑制や県行政への知識・経験の還元にもつながることから、兵庫県でも正規職員の営利目的の兼業・副業を解禁するべき**ではないか。

答 弁 本県でも、公務以外での活動を通して、職員自身のスキルアップ、地域社会の一員としての活躍、多様な主体とネットワークを構築することが重要と認識している。令和5年度に「社会参画サポート制度」を新設し、報酬を得て活動する場合の手续・許可基準を明確化した。営利企業等従事許可の件数は制度創設前の令和4年度は13件だったが、創設後の令和5年度は36件、令和6年度には51件と大きく伸びている。今後、国や先進的な他の自治体の動向も踏まえながら、公務員の基本原則を遵守しつつ、人材確保や県民サービスの向上につながるよう職員の兼業・副業の在り方についても更に研究する。

4. オールドニュータウン対策

質 問 住民の高齢化や施設の老朽化が進むオールドニュータウンの問題に対して、これまでも要望し「商業施設等空き区画活用支援事業」を拡大実施しているが、県が成功事例として当該事業を展開する明舞団地は、立地条件が良く自然に世代構成の平準化が進む傾向にあるため、**このモデルを郊外型ニュータウンにそのまま適用することは難しい**。オールドニュータウン対策は待ったなしであり、より踏み込んだ政策的な誘導が必要ではないか。

答 弁 オールドニュータウンの再生に向け、平成15年度から明舞団地をモデルに若者や高齢者が安心して暮らせる住環境の整備に向けた各種取組を行い、特に評判の高い商業施設空き区画の活用支援を、令和4年度から他のニュータウンにも拡大している。また、若者を直接的に呼び込む取組として、ニュータウン内の県営住宅の空き住戸を子育て世帯向けに改修し、**中堅所得者向けの県営住宅を学生シェアハウスや社宅として活用**するため、今月から学校や商工会などに働きかける。昨年度から子育て世帯の住宅確保に向けて、阪神間で**子育て住宅促進区域の指定**を進め、3月には川西市や猪名川町のニュータウンの区域を指定して、**県外からの住み替え、新築や中古住宅の取得、子育て支援施設の開設に重点的に支援**を行う。この取組は、ニュータウンの新たな展開でもあるので、三田市に対しても制度の活用を働きかける。

5. 三田市民病院の再編統合と補助金

質 問 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合計画においては、整備費用が大幅に増加しているにもかかわらず、県の補助金が約19億円にとどまっている。他の医療機関の再編も含め、県が進めようとする医療資源の集約化等の施策推進のためには、この増額も必要ではないか。また、**この補助金は、国の「地域医療介護総合確保基金」が令和8年度に終了した場合、受けられない**可能性があるが、その延長の見通しと終了した場合に県としてどのように対応するか。

答 弁 国の地域医療介護総合確保基金は、団塊世代の全ての人々が75歳以上となる2025年に向け、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築するために平成26年度に創設され、その活用期間は令和8年度までとなっている。県では、これまでこの基金を活用し、地域医療構想の達成に向けた、医療機関の再編統合や病床機能転換だけでなく、在宅医療の体制整備、さらには、医療従事者の確保や医師の働き方改革の推進など、医療機関等に対して様々な支援や取組を進めてきた。国では、人口減少が進み、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた新たな地域医療構想の策定と併せて令和9年度以降の基金の在り方についても検討されているが、現時点で詳細は明らかにされていない。令和12年度に開院予定の**三田市民病院の再編統合に対して、県の単独支援は難しく、基金を活用できる期間の延長が不可欠なため、引き続き全国知事会など、様々な機会を通じ、国に対して基金の延長を要望する**。

市は積極的に触れませんが
三田市の市民病院整備費負担が
さらに増加する危険あり

その他 6. 人と自然の博物館のさらなる地域活用

7. 県立高等特別支援学校の老朽化対策

8. 学校における離婚後の非親権者への対応

について質問しました。

詳細は右記QRコードをスマホカメラで
読み取っていただきご覧ください



「はばタンPay+」子育て応援枠 第4弾追加!!

【物価高騰対策】



※財源は全額国庫負担の重点交付金になります

子育て応援枠（追加販売）

申込期間 10月下旬～11月下旬

利用期間 12月下旬～来年2月下旬（予定）

プレミアム率 **25%**

1口 6,250円分を **5,000円**で販売!

1世帯最大
4口まで申込可能

4口買えば
5,000円お得!

予算を上回る場合は、抽選により発行口数を調整

日々の暮らしや事業の困りごとなどなんでもご相談ください!

ご要望・お問い合わせはこちら

兵庫県議会議員

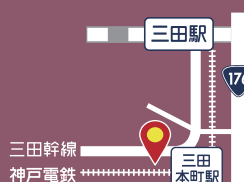
中田英一事務所

【平日：10時～16時】

三田市相生町21-12

TEL + FAX (079) 509-0033

Mail: info@nacata.net



Profile



1981年5月29日生まれ 北摂第一幼稚園
武庫小学校 狭間中学校 北摂三田高校
関西学院大学 甲南大学法学科大学院
特許事務所 行政書士 道の駅 介護職
兵庫県議会議員(ひようご県民連合議員団所属)